

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成31年3月1日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）（委員長を除き五十音順，敬称略）

稲葉重子（委員長），梅谷順子，大野浩，奥見はじめ，小野裕美，永井尚子，
福田好宏，藤澤鐘吾，三好彩

（オブザーバー）

白神恵子，塩見准一，藤原扇一，阪田和也，三好敏夫，二木進，酒井健一

（庶務）

砂川朋子，小倉裕美子

4 議事

(1) 委員交代の報告

(2) 委員長の選任

委員の互選により，稲葉委員が委員長に選任された。

(3) 委員長代理の指名

永井委員が委員長代理に指名された。

(4) 前回のテーマ「利用しやすい成年後見制度について」の取組状況報告

(5) テーマ「裁判所における防災の取組について」の意見交換

別紙1のとおり

(6) 来庁者アンケートの集計結果報告

別紙2のとおり

(7) 次回のテーマ

家事調停充実の取組について

(8) 次回の開催日時

平成31年7月8日（月）午後1時30分から午後4時00分まで

(別紙1)

テーマ「裁判所における防災の取組について」の意見交換

(意見交換に先立ち、裁判所から、テーマについての説明を行った。)

(以下、委員長は◎、委員は○、裁判所の説明者は■と表示する。)

- 懐中電灯は、各法廷、審判廷、調停室、待合室等に備え付けられているか。
- 懐中電灯の備付けはないが、各部屋とも停電時にはすぐに非常灯が約30分間持続して点灯する。
- 玄関も非常灯が点灯するか。
- 点灯する。
- ◎ 一般的に法廷は窓がなく暗いことが多いが、家庭裁判所の調停室には窓があるので、執務時間中であれば完全に暗くなることはない。
- 大規模地震等発生時における作業項目チェックリストの中で、情報周知の手段として館内放送があるが、法廷やトイレにも館内放送は入るのか。
- 事件関係室等は館内放送が入らないので、避難誘導班の職員が各部屋を回って避難誘導を行う。毎年、避難誘導班となる職員を指名し、避難訓練を実施している。
- ◎ 裁判所は、公開の法廷は誰でも傍聴でき、受付相談も予約なしで随時行っているため、どれだけの人が庁舎内にいるか把握することができない。そのため、災害発生時に、庁舎内にいる全ての人を避難させることについて不安がある。

当裁判所の庁舎は、正面玄関が2階にあるため、自分が何階にいるかが分かりにくいのではないかと思うが、どのように感じられるか。
- 特に、相談のために一人で来庁した人などは迷いやすいのではないか。階数表示をもっと分かりやすくした方がよい。
- ◎ 家庭裁判所は、地方裁判所に比べて、弁護士と一緒に来庁しない人の割合が多いので、地方裁判所とは違った配慮も必要か。
- 階数表示をエレベーターのドアに大きく貼ったり、イラストを載せたりすると

目に付きやすくなるのではないかと思う。

- 庁舎1階の入口から入った人と、2階の正面玄関から入った人とで、階数の感覚にずれが生じると思う。

平成30年9月1日から平成31年1月31日までの間に投函された来庁者アンケートの中で、施設や設備等で利用しにくいと感じられたところがあるとの回答が6件あったようであるが、具体的にはどのような意見だったのか。

- 待合室について、案内が分かりにくい、電気が消えていて暗い、寒い、狭いなどの御意見があったほか、キッズスペースがほしいとの御意見があった。

待合室の案内が分かりにくい点については、各階の案内掲示板等を点検し、表示されている部屋の名称や経路が実際とは異なっている箇所があることが判明したので、今後、改善に努めたいと考えている。

- 休憩時間中に、廊下にある非常口を見てみたところ、ドアに電子錠が設置されていたが、非常時は開くようになっているのか。利用者が避難経路を迷うのではないか。

- 通常時は、非常階段は、限られた職員のみが使用するため、施錠しているが、停電になると、パニックオープンとなり、自動的に開くことになっている。

利用者の避難については、必ず、各階の避難誘導班が、避難場所である駐車場まで誘導する。

- 負傷者が多く発生した場合に備えて、医師会との連携などは考えているか。

- 現在、そのようなパイプはない。

災害時に限らず、来庁者が体調不良を訴えたときなどに使用する緊急事態対応カードや救急連絡カードを各部屋に備え置いており、適切に、当裁判所の医師の応援を要請したり、救急車を手配したりできるようにしている。

- ◎ イーバックチェアを用いて負傷者等を避難させる訓練も行っている。

- 障害者の避難誘導方法等は想定しているか。

- 災害時の障害者の避難誘導に特化した訓練は行っていないが、要配慮者に対す

る接遇の基礎知識等を習得するための職員研修を毎年実施している。

- 庁舎への近隣住民の避難は想定していないとの説明があったが、公的機関なのであるから、近隣住民の避難は十分想定されることである。
- 阪神・淡路大震災の際に当裁判所の庁舎に避難された近隣住民はいなかったことや、近隣の小学校が緊急避難場所・避難所に指定されていることから、庁舎への近隣住民の避難は想定していない。ただし、避難された住民がいる場合は、帰宅困難者用として備蓄している食料等を提供することが可能である。
- 大災害時は、想定外のことが起きるので、弾力的な運用をする必要がある。
- 非常時持出袋を全職員に配布し、すぐに持ち出せるようにしているのが良いと思った。
- ◎ 非常時持出袋をあらかじめ全職員に配布することにより、災害時備蓄品の保管スペースと災害発生時の配布の手間を省くことができる。
- 災害時に、食品用ラップフィルムがあると便利である。食事の際に皿の代用としたり、怪我の応急手当に利用したりすることができる。
- 今後、災害時備蓄品として整備することを検討したい。
- 非常時持出袋の中に、飲料水の2リットルペットボトル1本が入っているが、開栓してしまうと消費期限の問題が生じるので、500ミリリットルのペットボトルを複数入れる方がよいのではないか。
- 人間の1日に必要な水分量が約3リットルと言われているので、2リットルのペットボトルにしているが、500ミリリットルのペットボトルにすることも検討したい。
- 裁判所に電話が繋がらない場合は、どのように連絡したらよいのか。
- 現在、統一的な連絡手段はない。今後、神戸地方裁判所も含め、兵庫県弁護士会との連携方法について、協議の場を設けていただきたいと考えている。
- 災害時の期日の延期等について、統一的な対応をすることを検討しているか。
- 現時点で統一的な対応をすることは検討していない。

家事事件については、災害の規模、その災害により発生し、又は発生することが予想される交通機関の事前の運転取りやめ等の影響、それらを前提とした継続業務の内容等を考慮し、担当裁判官において、期日変更や延期の措置を執るなど、柔軟な対応を行うことになる。

少年審判事件は、少年が自宅等から裁判所に出頭する在宅事件と、少年鑑別所に入所していて裁判所に出頭する身柄事件がある。

在宅事件については、統一的に期日を延期することも考えられるが、身柄事件については、少年を鑑別所に入所させる期間が定められており、その期間内に少年審判を開く必要があり、統一的に延期するとの判断をすることは難しく、家庭裁判所や少年鑑別所、交通機関や道路、付添人や保護者などのそれぞれの状況を考慮し、担当裁判官において、個別の事件ごとに少年審判期日の実施又は延期を判断することになる。

- 例えば昨年の豪雨のときなど、最近では、交通機関の運転取りやめが早まっているので、期日を開くかどうかを一律に決めるのは難しいと思う。
- ◎ 裁判所の業務の性質上、統一的な対応をすることは難しい。災害の規模にもよるが、それぞれの事案に応じて対応することになる。
- 電話がつながらないと、当日まで期日がどうなるか分からなくて困るので、一定以上の規模の災害の場合には、統一的に、交通機関が復旧するまで期日を延期するなどの対応も考えられるのではないか。
- ◎ 平成28年の熊本地震のときに、期日に関する情報を裁判所のホームページに掲載した例があると聞いている。
- 災害時に期日を開くかどうかについて、裁判官としては判断を迷うところである。来庁できない人が多くいる一方、来たのだから期日を開いてほしいという要望がある。裁判所としては、できる限り利用者の負担を減らす工夫をする必要があると考えている。
- 執務時間中の防災計画や訓練の実施については、裁判所からの説明を聴いてよ

く分かった。

阪神・淡路大震災の際、自身の職場では、地震直後は職員が出勤できないことが問題となった。執務時間外に地震等が発生した場合の計画はあるのか。

- 執務時間外に大規模地震等が発生したときに備え、あらかじめ全職員の居住地及び登庁の可否を確認し、非常時参集者を指名している。また、自宅から近い庁に出勤する非常時応援職員を指名し、各庁で必要な人員を確保できるような態勢を整えている。

(別紙2)

来庁者アンケートの集計結果報告について

(裁判所から、平成30年9月1日から平成31年1月31日までの間に投函された来庁者アンケートの集計結果報告を行った。)

(以下、委員長は◎、委員は○、裁判所の説明者は■と表示する。)

- 来庁者アンケートで「待合室が寒い」との意見があったとのことであるが、自身も待合室が寒かった経験がある。エアコンは設置されているのか。
- ファンコイルにより冷暖房をしているが、温度を調節しにくいことがある。寒い場合は、職員に言っていただいたら、温度を上げるようにしている。
- その旨を待合室に表示すると、利用者から申し出やすくなるのではないか。
- そのようなことも検討したい。